

# 都市計画法第53条第1項許可申請について

都市計画施設（道路・公園等）の区域又は市街地開発事業（土地区画整理事業等）の施行区域内において、建築物の建築をしようとする場合は、福生市長の許可が必要となります。

## ☆許可の基準（都市計画法第54条）

階数：2以下で、かつ地階を有しないこと

構造：主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

※詳細は、都市計画法第54条を参照してください。

## ☆緩和規定

未着手の都市計画道路や都市計画公園・緑地の区域である場合には緩和規定があります。

階数：3以下で、高さが10m以下であり、地階を有しないこと。

構造：主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

※詳細は、福生市における都市計画道路及び都市計画公園・緑地に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準を参照してください。

## ☆申請書類

1 許可申請書	6 各階平面図
2 確認申請書写し(2面～5面)	7 立面図
3 委任状	8 断面図
4 案内図	9 敷地及び建築物の面積根拠を示す図面
5 配置図	10 都市計画証明の写し

※申請書類は、2部(正・副)提出してください。

※配置図は、都市計画施設等の区域(計画線)を図示してください。

※建築物に都市計画施設等の区域(計画線)がかからない場合は申請不要です。

## ☆事務処理期間

2週間程度

## ☆問合せ

福生市 都市建設部 まちづくり計画課 計画係

電話：042-551-1952(直通)